

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Crisis Management

---

2025年1月

### 共同研究開発契約に対する賄賂罪の適用について —近時の捜査当局による摘発を受けて—

弁護士 甲斐 淑浩 / 弁護士 岡崎 真弓

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. 刑法の贈収賄罪の概要と裁判例
- III. みなし公務員
- IV. 実務での対応

## I. はじめに

公務員・みなし公務員は、職務に関連して金品を受領すれば収賄罪が成立し、渡した者には贈賄罪が成立することは、一般的に認識されていると思われる。それにもかかわらず、近年、民間企業と公務員・みなし公務員の贈収賄事件による逮捕・起訴事案が少なからず発生している。したがって、公務員・みなし公務員との間の契約に基づく対価支払はもとより、例えば、当該みなし公務員が所属する組織への奨学寄付金の授受についても、当該みなし公務員自体に対する金品の供与ではないが、第三者供賄罪、すなわち、みなし公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させた場合も処罰される(刑法 197 条の 2)ことから、同様に贈収賄罪の観点から注意が必要である。

贈収賄事件の特徴としては、直接目に見える被害者がおらず、当事者の罪の意識が希薄となりやすいことや、特に、官民両方を行き来して活動することが通常である医療・ヘルスケア業界では、当事者である公務員・みなし公務員側において贈収賄罪に対する警戒心が必ずしも強くないことが挙げられる。また、贈収賄事件は、発覚直後から報道が過熱しやすい傾向にあり、企業にレピュテーションリスクを生じさせ、また、関与した役員は、法令違反として善管注意義務違反等の法的責任を負う可能性をはらむ重大な事柄である。

そこで、本稿においては、民間企業と公務員・みなし公務員との共同研究開発契約<sup>1</sup>における注意点について解説を行う。

---

<sup>1</sup> 本稿における共同研究開発契約とは、一方当事者が大学等の公的な研究機関又は同組織に所属する研究者個人であり、他方当事者が製品の製造・販売等を行う企業であって、公的な研究機関又は個人が行う基礎的な研究に対して、企業側が資金・情報の提供等を行うものを想定している。

## II. 刑法の贈収賄罪の概要と裁判例

### 1. 前提

まず、収賄罪は、公務員が、その職務に関し、賄賂の收受、要求、約束をした場合に成立する(刑法 197 条 1 項前段)。また、収賄罪は態様に応じて複数の条文が定められており、公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂の供与、要求、約束をした場合も処罰される(刑法 197 条の 2)。そして、贈賄罪は、収賄処罰規定(刑法 197 条から 197 条の 4 まで)で定められた賄賂の供与、申込、約束をした場合に成立する(刑法 198 条)。以下、本稿では、収賄罪と贈賄罪をまとめて「賄賂罪」とも呼ぶ。なお、刑法の賄賂罪では、自然人のみが処罰され、法人は処罰されない。

### 2. 前提

企業活動との関係では、公務員・みなし公務員、例えば国立大学の教授等に対し、研究・開発等を依頼し、その報酬の支払等の資金提供が、賄賂罪に該当しないかという問題が生じ得る。

賄賂罪の成否を検討する上での重要なポイントは、「職務に関し」の要件であり、職務関連性と呼ばれる。例えば、国立大学の教授に対して研究・開発等を依頼する場合、企業の依頼内容が、公務員・みなし公務員としてその教授が担当している研究テーマの一部と重なったり、密接に関連する分野であったりすることが通常想定され、賄賂罪の職務関連性を否定し難いことも多いと思われる。そのため、当該公務員・みなし公務員に対し、依頼の対価を支払うことは、「職務に関し」て金銭を收受／供与したとして、賄賂罪が成立する可能性があることになる<sup>2</sup>。

もっとも、仮にその対価の支払が、当該公務員・みなし公務員が職務として担当している研究・開発等に関するものであったとしても、その依頼が直ちに賄賂罪に該当すると考えるのは硬直的で、学問的な研究・開発等の有用性から相当でないとの問題意識から、このような研究・開発等を依頼する場合の賄賂罪の成否に関しては、「不法な」報酬か否かに着目して判断するという考え方<sup>3</sup>や裁判例が見られる。本来、賄賂罪における「賄賂」は、必ずしも「不法な」報酬である必要ない。したがって、「不法な」報酬であることが賄賂罪の成立要件であるとする前述のような考え方は、研究・開発等の有用性の観点から、いわゆる「見えざる構成要件」として追加されたものと考えられる。そして、「不法な」報酬であることの立証責任は、当然捜査当局側に課されており、また、不法な報酬と言えるかは、職務の公正さの保持に照らし、報酬額が費やした労力等に対する礼として社会通念上相当と認められる範囲にとどまるか否かにより判断されることになる。社会通念上相当と認められる範囲の報酬か否かの具体的な判断要素として、「当該公務員の地位、職務の内容、専門性の有無、程度、研究活動の内容、方法、職務との関連性の程度、提供された専門知識の内容、その提供の目的及び方法、相手方の地位、対価としての報酬の額、時期及び供与の方法等諸般の事情を総合考慮して、研究活動あるいは提供された専門知識に対する報酬として社会通念に照らして合理性、相当性を有しているか否かによって判断すべき」と判示した裁判例<sup>4</sup>がある。この裁判例は、国立大学の教授が、共同研究を行う講座に研究生として企業の社員を受け入れた上、指導や情報提供を行うなどし、そのコンサルタント料として企業から金銭を受領していたという事案である。この事案では、国立大学の教授は、所属する大学への奨学寄付金のほか、個人的な報酬として講師料を受け取っていたところ、その金額が著しく高額であったことや、当該教授が設立、管理していた、いわゆるダミー会社に金銭が支払われていたことなどを指摘し、社会通念上合理的な範囲を逸脱した賄賂であるとして、収賄罪が成立すると判断している。

また、報酬の額が必ずしも高額ではなかった場合でも、依頼内容が形式的であり、実際には当該企業の製品を選定・導入するなどの有利な取り計らいを受ける目的での金銭交付であれば、実質的には、「職務に関し」て金銭を收受／供与が

<sup>2</sup> 公務員・みなし公務員であっても、兼業許可等の所属する組織における必要な手続を踏んだ上で、勤務時間外に、所属組織の人員、施設、設備等を利用することなく、研究・開発等に従事し、報酬を得る場合には、基本的に賄賂罪は成立しない。

<sup>3</sup> 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第三版 第 10 巻』(青林書院、2021 年)83 頁

<sup>4</sup> 名古屋地判平成 11(1999)年 3 月 31 日判時 1676 号 155 頁(収賄被告事件)

あったと認定され、賄賂罪が成立するとした裁判例<sup>5</sup>もある。当該裁判例では、調査結果の報告形式・内容に加え、当該調査結果の企業にとっての有益性・有用性についても具体的に検討され、学術調査に対する報酬であるとの弁解の信用性を慎重に判断した上で、当該弁解が排斥された。

そのほかにも、みなし公務員個人ではなく、所属する組織である国立大学に奨学寄付金として金銭が支払われた場合であっても、実際には当該企業の製品の多数受注等の有利な取り計らいを受けたい趣旨で供与されたものであれば、対価性及び請託があるものと認定され、賄賂罪としての処罰を免れないと判断した裁判例<sup>6</sup>もある。

### III. みなし公務員

#### 1. みなし公務員と賄賂罪

次に、みなし公務員について解説する。公務員ではないが、法律上、一定の者につき「公務員とみなす」旨の規定が設けられていることがある。これらの者は「みなし公務員」と呼ばれ、所属する組織の根拠規定に、「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」と規定されていることが多い。

例えば、国立大学の役員及び職員は、その職務の内容が公務に準ずる公益性・公共性を有していることから、国立大学法人法 19 条は「国立大学法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」と規定しており、この条文により、国立大学の教授等は、刑法その他の罰則については公務員と同様に取扱いられ、賄賂罪の主体となる。また、医療業界と関連する可能性のあるものとして、独立行政法人国立病院機構の役員(独立行政法人国立病院機構法 14 条)、独立行政法人地域医療機能推進機構の役員(独立行政法人地域医療機能推進機構法 12 条)も、所属する各組織の根拠規定にみなし公務員の規定が定められている。

#### 2. みなし公務員とその他の犯罪

みなし公務員には、賄賂罪以外にも、公務員に関する犯罪が適用となる。例えば、みなし公務員が作成する文書は公文書となるため、みなし公務員が内容虚偽の文書を作成した場合には、当該みなし公務員自身は虚偽公文書作成罪として処罰の対象となり、民間企業がこれに関与していた場合には、関与した個人が共犯として処罰の対象となり得る。

また、みなし公務員規定がない場合でも、賄賂罪と同様の処罰規定が根拠規定に定められていることがある。このような規定は「特別賄賂罪」と呼ばれており、特別法の趣旨、目的に照らして、公務員以外の者についても、公務員の職務と同様に、一定の職務の中立性、公正性を確保する観点から設けられており、別途注意が必要である。例えば、社会医療法人の役員等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益<sup>7</sup>の收受、要求、約束をしたときは処罰され、利益の供与、申込、約束をした者も処罰されるという「特別賄賂罪」の規定(医療法 81 条)がある。特別賄賂罪は、特別法の趣旨、目的に応じて、一定の特別な地位、身分が認められる者の職務の中立性、公平性を確保するために規定されており、下記の図のとおり、みなし公務員規定とは、処罰の対象者と犯罪類型が異なっている。

<sup>5</sup> 東京地判平成 5(1993)年 6 月 4 日判タ 843 号 276 頁(収賄、贈賄被告事件)

<sup>6</sup> 津地判令和 5(2023)年 1 月 19 日裁判所ウェブサイト(第三者供賄、詐欺被告事件)、名古屋高判同年 10 月 23 日(第三者供賄、詐欺被告事件)

<sup>7</sup> 賄賂の内容が、「財産上の利益」と規定されており、刑法上の賄賂罪の構成要件よりも限定的である。

	みなし公務員規定	医療法 81 条(特別賄賂罪)
対象者	役員、職員	役員、代表社会医療法人債権者又は決議執行者
犯罪類型	単純収賄罪 受託収賄罪 事前収賄罪 第三者供賄罪 加重収賄罪 事後収賄罪 あっせん収賄罪 贈賄罪、等	受託収賄罪       贈賄罪(受託収賄罪に対応するもの)

## IV. 実務での対応

前述の見解や裁判例等を踏まえ、どのような点に注意が必要であることを解説する。

捜査当局による賄賂罪の適用については、今後も前述の見解・裁判例を踏まえた対応を行うことが予想される。したがって、民間企業が公務員・みなし公務員との間で共同研究開発契約を締結の上、研究・開発等を依頼し、公務員・みなし公務員又はその所属組織等に資金提供等を行う場合には、以下の点について、特に注意する必要がある。

### 1. 相手方の立場の確認

まず、依頼先が公務員・みなし公務員に該当するか否かを必ず確認する必要がある。前述Ⅲのとおり、みなし公務員であるか否かの確認は、所属する組織の根拠法令におけるみなし公務員規定の有無を確認することで可能である。

また、根拠規定にみなし公務員規定が存在しなかったとしても、特別賄賂罪の規定が存在しないかも確認することが必要である。

そして、研究・開発等を依頼する相手方が公務員・みなし公務員に該当する場合や、特別賄賂罪の対象者に該当する場合には、賄賂罪とならないように契約の実質的な内容にも目を光らせることが重要である。

### 2. 留意すべき事項

#### ①成果物と報酬額

前述Ⅱの裁判例等を踏まえると、企業が受領する研究・開発等の成果物が形式的なものにすぎない場合、あるいは、報酬額が依頼内容や相場に比して高額な場合は、賄賂罪に該当する可能性が疑われる。

#### ②報酬の支払方法

「不法な」報酬であるか否かを判断する際には、支払方法の適切性にも着目し、他人名義の口座への支払や、当該個人が経営等している会社名義の口座への支払の場合には、特に注意が必要であり、そのような支払方法を採る正当な理由の有無を確認することが肝要である。

#### ③依頼内容と委託期間

その他にも、依頼内容と委託期間のバランスにも着目して契約内容を精査することも重要である。依頼内容の分量や難易度等に照らして委託期間が長すぎるなどバランスを欠く場合には、正規の依頼内容を超えたその他の目的が隠れている可能性が疑われる。

#### ④契約の背景、金銭交付の本質的な理由

さらに、支払の名目に捉われず、その実質的な意味に踏み込んで検討することが重要である。例えば、みなし公務員が所属している大学・病院等や、当該みなし公務員が所属している部局に対して奨学寄付金として金銭を支払う場合には、当該金銭がみなし公務員である医師個人が所属する大学・病院等の利益になっている場合であっても、前述したとおり、第三者に賄賂を供与させたものとして第三者供賄罪となる可能性があり、また、大学・病院等を經由して最終的にみなし公務員個人に利益が渡っている場合には、当該みなし公務員に対する賄賂罪が成立し得る。したがって、支払名目の如何にかかわらず、みなし公務員が所属する組織等に対する支払については、企業の製品を売り込む目的等の企業が便宜を得る目的でないかという観点から、踏み込んで契約の背景や金銭交付の理由を確認する必要がある。

### 3. 組織的対応の重要性

一般的に、契約書の作成業務は、総務部や法務部等の管理部門が担っており、必ずしも研究・開発等に関する専門的な知識を有しているとは限らないため、研究・開発等の合理性、必要性及び妥当性を適切に判断し難い場合もあると思われる。そこで、依頼内容に応じた他の専門部署との連携が不可欠であり、スムーズな意思疎通を図りつつ、相互の部署が適切に協力し合える関係性を構築することを目指す必要がある。

賄賂罪に関するリスクを最小限にするためには、契約期間中にも確認を継続することが効果的である。例えば、依頼した研究内容が形式的なものとなっていないかという観点からは、実際に企業が受領した成果物やフィードバックの形式が簡素でないか、その内容が企業内でどのように管理され、活用されているのかを確認することが考えられる。

近時は、寄付について公募制の導入等の対策を取り入れる企業が増加しているが、公募した場合であっても、寄付後の報告の充実度や内容の適切性等を企業側で事後的に確認することにより、公平性や透明性が確保され、企業としての社会的責任や社会貢献を果たしつつ、リスクを低減することが可能になると考えられる。

また、日頃から、①コンプライアンスを最優先事項としたトップのメッセージの繰り返し発信、②コンプライアンス遵守の姿勢・行動を人事評価の対象として導入、③支払の決定権限を営業等の第一線の部門から分離し、決裁・承認プロセスのルール化・明確化・記録化の実施、④営業現場において判断に迷う事態を切り抜ける能力と感覚を身に着けるためのケースメソッド式の研修等の導入が効果的であることは言うまでもない。

このような企業側の地道で緻密な取り組みが、企業自体のみならず、相手方の公務員・みなし公務員側をも救うことにもなるという意識を持って、官民が共同して取り組むことが重要である。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 甲斐 淑浩 ([yoshihiro.kai@amt-law.com](mailto:yoshihiro.kai@amt-law.com))  
弁護士 岡崎 真弓 ([mayumi.okazaki@amt-law.com](mailto:mayumi.okazaki@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。